

ソーシャルワーク演習における教授法についての一 考察：理論と実践への橋渡し方法の模索

メタデータ	言語: ja 出版者: 武蔵野大学人間科学研究所 公開日: 2024-04-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 矢野, 明宏, 御園, 恵将, 中村, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000279

ソーシャルワーク演習における教授法についての一考察
～理論と実践への橋渡し方法の模索～

A Study of Teaching Methods in Social Work Exercises
- Seeking ways to bridge theory and practice -

矢野明宏^{*}
YANO, Akihiro

御蘭恵将^{**}
MISONO, Keisuke

中村宏^{**}
NAKAMURA, Hiroshi

1. はじめに

本研究では社会福祉士の養成における演習・実習指導科目（以降は「ソーシャルワーク演習」ⁱと記す）の授業での取り組みについて、授業の参与観察にて得た教授法に関連する内容を書き起こしたものを通して、ソーシャルワーク演習における教授法をさらにブラッシュアップするための視点を改めて確認し、ソーシャルワーク演習のさらなる充実を図っていくための方策を提起している。本稿では、X大学の非常勤講師である教員Aが担当するソーシャルワーク演習授業へ、別の教員である観察者Bが参与観察として参加し、観察者Bが記した教員Aの授業の観察レポートを教員Aにフィードバックすることで、教員Aの授業の内容や方法を改善に繋がる可能性を検証した。

2. 倫理的配慮

本稿への執筆の趣旨を明示したうえで、授業担当学生が記入する学習ノート等を抽出して本稿に引用する可能性がある旨、及び個人が特定されないように配慮することを約し、同意を得ている。

^{*} 武蔵野大学 非常勤講師／東京通信大学

^{**} 東京通信大学

3. 現在のソーシャルワーク演習

2007年12月の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案の成立に伴い、社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育内容の抜本的な見直しが行われた。2008年に文部科学省高等教育局長と厚生労働省社会・援護局長の連名で通知され、2020年に最終改正された『大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について』では、実習演習科目を担当する教員の員数や資格要件、実習演習科目の教育内容等が定められており、その指針に従って各大学等は、統合的な実践能力を学び得られるよう指導体制や学習形態といったカリキュラムの見直しを行ってきた。

現在、社会福祉士国家試験の受験資格となる『社会福祉に関する科目を定める省令（令和2年文部科学省・厚生労働省令第1号）』で定められた指定科目ⁱⁱには、所謂講義科目のほか「ソーシャルワーク演習」「ソーシャルワーク演習（専門）」「ソーシャルワーク実習指導」「ソーシャルワーク実習」という実習・演習形式の科目がある。『大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について』の別表では各科目の「ねらい」について下記の表のように示されている。

表1「ソーシャルワーク演習」のねらい

①ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。
②ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。
③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。
④ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。

表2「ソーシャルワーク演習（専門）」のねらい

①ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。
②社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。
③支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。
④地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。
⑤ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。

⑥実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。
⑦実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。

表3「ソーシャルワーク実習指導」のねらい

①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。
②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。
③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。
④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。

表4「ソーシャルワーク実習」のねらい

①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。
②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。
③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。
④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。
⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

また同指針では巡回指導について「実習先は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと」と示しており、続けて「ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、学生が大学等において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えないこと」とも記している。すなわち一体不可分に行うことで教育効果が見込まれる「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」では、実習期間中における各実習施設での巡回指導と、学生が大学等に戻ってきて指導を受ける帰校日指導を、実習と合わせて行うことによる、実践的な能力や知識の獲得をねらいとしている。

【(どこの演習授業でも) 前提条件のご紹介】

- ①グループ発表の際は、舞台（教壇）に立って、発表してもらいます。
- ②板書は、板書担当者の「感性」に基づいて印象に残ったものをメモのように書いていってもらっています。記録ではなく、あくまでも、メモを求めています…

【いつもの授業展開】

「本日」は、次の2本立てです。

- ①先週から今週にかけて成長したことについてのメンバー各自の2分間スピーチ
 - ②事例検討の問いに対する回答をメンバーで話し合い、文字化・言語化し、発表。
- ①②を通して、3学期の「学びの柱」の項目の理解を深めていきます。

毎度毎度申し上げておりますが、「学生の発言」を「学びの柱」と結びつけ、紡いで、ソーシャルワーク実践の視点を提供することに四苦八苦しています…どんな発言をされるか想定不能なもので…

だから、演習授業は「シナリオのないドラマ」だと思っています…学生の発言を汲み取り、ソーシャルワークへと橋渡しすることで、私が鍛えられています…

本日明日は「演習スクーリング」担当：

スクーリングの始まりは

- ①「私の小言」から、国家資格を目指す者の自覚と覚悟に関する話。とことん盛り下げます…
- ②2分間限定の自己紹介（学生の言葉を取り上げ、発言を丁寧に紡いでいきます）
- ③紡いだ言葉とソーシャルワークとをこじつけていきます。この時点で、知らず知らずのうちに、授業目標の大枠は学んでいることになります。
- ④あとは小グループに分け、お題に基づく話し合い（感性を研ぎ澄ませて実感してもらい、それをグループで力をあわせて言語化・文字化してもらいます）を何セッションか繰り返します。
- ⑤スクーリングのフィナーレは、期間中の学びのキーワードを発表してもらいます。

*どこのスクーリングでも以上のようなやり方を基本にしていますが、学生さんたちからどんな発言が飛び出すか戦々恐々です。だって、学生のどんな発言でも、ソーシャルワークの学びと結びつけなければならないのですから…

こちらで完璧にシナリオを作成した方がよっぽど気が楽なのかもしれません…

でも、今のやり方を止めず、さらに「教員Aの丸投げ演習」をブラッシュアップしていきたいです。

5. 観察者Bの観察ノート

観察者BはX大学において教員Aが担当するソーシャルワーク実習指導2]及び「ソーシャルワーク実習指導3」に参加観察として参加し、観察ノートを作成した。観察者Bは、都内のY大学福祉学部にて2023年4月に助教として着任した教員歴1年目の教員であり、帰校日指導は後期から担う予定のため、参加観察時には自身は社会福祉士養成課程における帰校日指導を行ったことがない。下記に観察者Bの観察ノートを示す。

【導入場面】

- ① 学生への声かけ、実習進捗状況について確認し、学生の状態把握を行う。
- ② 学生の理解度を確認した声かけを行う。
- ③ 発表者、記録、どういう順番で発表するか学生の意思で考えさせている。
「提案する際はどのような順番で行うかの例示を提示」「前はどのように進行していたか」を学生に尋ね本日はどのように進行するかを確認し、学生同士の自発的な行動を促す。
- ④ 学生への目配せをかかさずに行い、参加学生全体に対して声かけを行っている。

【講義中】

- ⑤ 学生の自由な思いを尊重するために、教員は介入せずに学生のみでグループセッションを行っている。
- ⑥ 「実習全体」を俯瞰するように指導を行っている。実習記録を次の実習に生かすことを指導している。
- ⑦ お礼状の実施時期について注意喚起等を徹底するように促す。
- ⑧ 言葉のトーンにアクセントをつけ、学生が教員の発言を認識しやすいよう伝える工夫を行っている。
- ⑨ 学生の中で司会を決めさせ、司会の進行に従って授業が進むような工夫をしている。
- ⑩ 学生が帰校日指導について発表を行う際、「発表方法」「発表する際の焦点」等の規則は定めず、学生に任せて自由に発表させている。
- ⑪ 教員がファシリテーターとなるのではなく、板書と司会進行を学生に任せ、学生同士による小規模のグループダイナミクスを尊重している。黒板に筆記する内容は、板書する学生自身が「重要」と判断した箇所を記入している。教員Aによると、これは学生がメモをとる練習として実施しているとのことであった。
- ⑫ 実習の振り返りを通し、学生自身で気づきを促すことができるような工夫をしている。
- ⑬ 教員が事前に学生の実習実施状況を把握しており、残りの期間について声かけを行い確認している。
- ⑭ 授業で用いた黒板の写真を学生にとらせて Teams 上にアップロードし全員で共有できる工夫をしている。

- ⑮ 帰校日指導の発表の中からソーシャルワークの視点と関連したキーワードをクラスの各学生に考えさせている場面があった。このキーワードは最終的にクラスで1つに絞りこみグループディスカッションのテーマとしていた。この指導は学生自身の自発的な思いつきを大切にしていると考えられる。
- ⑯ グループ分けも学生主導で行わせており、個人作業の有無についても学生が判断して決めるように促すように声かけしている。グループの入れ替えも学生が自主的に行うようにしている。

【学生同士の発表終了後】

- ⑰ 必ず発表した各学生にフィードバックを行っている。そして、フィードバックする内容も学生の経験を否定するのではなく、貴重な体験をしてきたということを受容した上で、学生が経験している・してきた実習とソーシャルワークの考え方との絡みを的確に伝えている。
- ⑱ 教員として「朝礼や終礼がなんのためにあるのか」「実習先の職員同士が情報交換を行う意味はどこにあるのか」といった、実習をただの見学だけで終わらせるのではなく、現場のソーシャルワーカーとして指導してきた経験踏まえ「実習先で見てきた・感じてきた場面の意味」を考えることの重要性を学生に伝えている。そして、利用者の一側面だけではなく「利用者の全体像」を捉えることの大切さについて伝えている。
- ⑲ 言葉の表面だけを感じ取るのではなく「言葉の裏に秘められている意味」を知ることの大切さを学生に伝えている。
- ⑳ 自身のソーシャルワーカーとしての経験談を踏まえて、長期目標や短期目標を設定するにあたってのイメージを想像しやすいよう工夫を行っている。利用者の全体像をアセスメントすることを通して、ポジティブな短期目標を設定できるようになるための工夫を行うことの大切さを学生に伝えている。また、目標設定にあたっては主観だけではなく、客観的な数値データをもつということの大切さを伝えている。
- ㉑ 教員も「学生の経験から学ぶ」という謙虚さを大切にしている。

講義に参加した観察者Bの考察

今回の帰校日指導への参加を通し、特に学生の主体性を重んじるということを大切にしながら帰校日指導を行っているということを理解することが出来た。教員Aの行動を通して考察した点が3点ある。

1点目は、実習の経過報告発表中において非言語的ないわば「うなずき」や、ひとりひとりの発表が終わるごとに学生が「自身の発表がちゃんと伝わった」と思えるようなレスポンスを返していないように見受けられるという点である。これは例えば、ひとりひとりの発表終了後に拍手を行うことや「発表ありがとうございました」等といった声かけである。

私自身が行ってきた演習の講義では、教員が主導して学生間のダイナミクスを促すこと

や学生の自己肯定感を高めるという観点から、学生の発表後には拍手をすることや「発表ありがとうございました」といった声掛けを行ってきた。しかしながら、あくまでも学生の主体性を重んじることを大切にして「主役は学生」という点に焦点を当てた場合には、教員によって意図して促されたダイナミクスではなく、自然発生的な学生間のダイナミクスを大切にしているという意図で行っているのではないかと考察した。

2点目は、学生同士でのグループディスカッション中に教員として積極的に介入せず、学生の主体性と自発性に任せて見守りを行っていたという点である。この点について、観察者Bとしてはそれぞれのグループを巡回し、どのようにグループ内の話し合いが進行しているのかを教員として把握できると良いのではないかと考えた。

しかしながら、学生の主体性の尊重という点を踏まえた場合、グループを巡回して進行状況を確認するということは、学生の自由な発言を阻害する可能性を秘めているように考えられる。例えば、教員Aは評価者であるという意識を学生が持っていた場合、積極的介入や定期的なグループの巡回を行うことにより、学生に緊張感を抱かせて自由な発言が阻害されることや、教員が望むような発言を行うように誘導してしまうという懸念があるとも考えられる。そのため、グループディスカッション中の教員の動き方については考えさせられた。

3点目は、帰校日指導で発表の中からソーシャルワークと関連すると思われるキーワードを各学生に発表させ、参加学生全体で「本日のキーワード」を1つ決めさせて、発表後にキーワードに沿ったグループディスカッションを行うように促していたという点である。

この点について、教員Aはまず講義の導入部分で当日の参加学生に対して「各学生の発表を聞いてキーワードを考えるように」とアナウンスしていたが、事前に学生にアナウンスを行うことによって、参加学生もキーワードを考えるために学生の発表を真剣に聞くことになり、かつ、学生の発表をソーシャルワークと関連付けて自発的に考える力を育むこともできるというメリットがあるように考えた。

6. 観察ノートからのフィードバック

観察者Bの観察ノートに記載された①から⑳のメモ及び考察から、教員Aの「思い」に基づく教授法が意図通りに実践されていることが、客観的に確認できた。まず「教えない教育」の実践について、メモの③⑨⑩⑪⑮⑯や考察の2点目から、学生の主体性を尊重し自発的な行動を促していることが伝わっている。また特にメモの⑪⑫⑱⑲と考察の3点目では学生自身による気づきや知識の獲得に言及しており、学生それぞれに学びや気づきをフィードバックさせて、考え、理解し、獲得した知識を定着させていく、すなわち教員Aがねらいとしている「知識の普遍化」が行われていることが認められる。また「教えない教育」が決して放置や放棄ではないことは、メモの①②⑬やスーパーバイザーとしての役割に関して記されたメモ⑥⑰⑱⑳から見て取れる。さらにコーチングだけでなく、⑦

⑳といったティーチングも必要に応じて行われていることが確認できる。メモの⑧や㉑からは教員 A の授業に対する姿勢が窺い知れる。

また『大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について』で示されている「ソーシャルワーク実習指導のねらい」と照し合せてみると、メモの⑥⑰などから「①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。」を実践的に学んでいることが分かり、メモの⑱や⑲は「②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。」ものといえる。「③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。」はメモ⑩をはじめ帰校日指導の内容から見て取られ、「④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。」はまさに教員 A が実習指導のねらいとしている「知識の普遍化」に当てはまる。

観察者 B の観察ノートでのキーワードの 1 つとして 4 度登場するダイナミクス（グループダイナミクス）が挙げられる。集団と個人の思考や行動は相互に影響し合っていることを示した理論であり、個別指導ではなくグループでの帰校日指導であることを活かした特性ともいえる。グループ及びグループダイナミクスに関する記述はメモ⑪⑭や考察 1 点目と 2 点目に見られる。授業内における他者の発表や発言に対して生じる理解や同調、反発や疑問は、理解の促進と知識の普遍化に必要であり、一方、質問や反論は発表者にとって予期できないこともあり、社会福祉の現場での相談対応の訓練にもなると、教員 A は考えている。発表や話し合いは、学生間で相互に助言を行うピア / グループスーパービジョンの実践の場であると捉えられている。他方、観察者 B は福祉分野の現場でも活用されているグループダイナミクスに着目し、情報を共有して理解し合い、それぞれが抱える問題をグループとして解決していく利点を捉えている。グループダイナミクスではモチベーションや効率性の向上がある反面、集団傾向（グループシフト）や集団浅慮（グループシンク）といったことが起こり得るため、考察 1 点目では自然発生的な学生間のグループダイナミクスではなく、教員が関与して学生間のグループダイナミクスを促すことについて言及している。

観察者 B は教員 A の教授法とそこに込められた意図を汲み取れており、そこから学び得ることがあったとも記しているが、観察者 B が帰校日指導を行う際に同様の教授法を用いるかどうかは述べられていない。教員 A の教授法はシナリオがなく、自身の社会福祉士としての経験と教育のキャリアに裏付けされた対応力が必要となるため、その教育の難しさも感じ得たからであると推察される。

7. おわりに

本稿では、ソーシャルワーク演習における教授法の改善を目的として、教員 A が担当するソーシャルワーク演習授業に、別の教員である観察者 B が参与観察として参加し、

それを基に記した観察ノートから教員 A の教授法を改めて分析し、フィードバックを行った。学生の主体性に重きをおいたグループ学習に関するグループダイナミクスの観点は、教員 A が目指す講義で得た知識や理論と、実習で実践してきた体験とを結びつけて普遍化する「橋渡しの方法」を模索していくにあたり、有益であると考えられる。

授業の参与観察とフィードバックはまさにピアスーパービジョンの実践であり、これ自体、双方が学ぶ大きな機会となる。今回の参与観察には教員歴1年目の観察者 B が参加したが、教員 A との年齢差やキャリアの差が大きいため、コメントに遠慮があった可能性も考えられる。今後は教員歴等の近い教員同士での授業の参与観察や、社会福祉が専攻ではない教員における参与観察等を実施して、ソーシャルワーク演習における教授法のブラッシュアップに役立てていくことを検討している。

-
- i 本稿では「ソーシャルワーク演習」をその名称の科目ではなく、社会福祉士養成のための演習形式の科目を総べて「ソーシャルワーク演習」としている。
 - ii 「社会福祉に関する科目を定める省令（令和2年文部科学省・厚生労働省令第1号）」での指定科目は令和3年4月入学者から適用され、平成21年4月から令和3年3月までの入学者には「社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）」での指定科目が、平成21年3月までの入学者には「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（昭和62年12月厚生省告示第200号）」がそれぞれ適用される。
 - iii 矢野明宏，森佳奈枝，中村宏“社会福祉実習の帰校日指導に関する一考察 -A 大学社会福祉実習演習関係授業の実践から-”『武蔵野大学人間科学研究所年報』（8）pp.95-10（2019）
 - iv 矢野明宏，森佳奈枝，中村宏“社会福祉実習指導における発表や討論から得られる学びに関する一考察”『武蔵野大学人間科学研究所年報』（9）pp.59-67（2020）